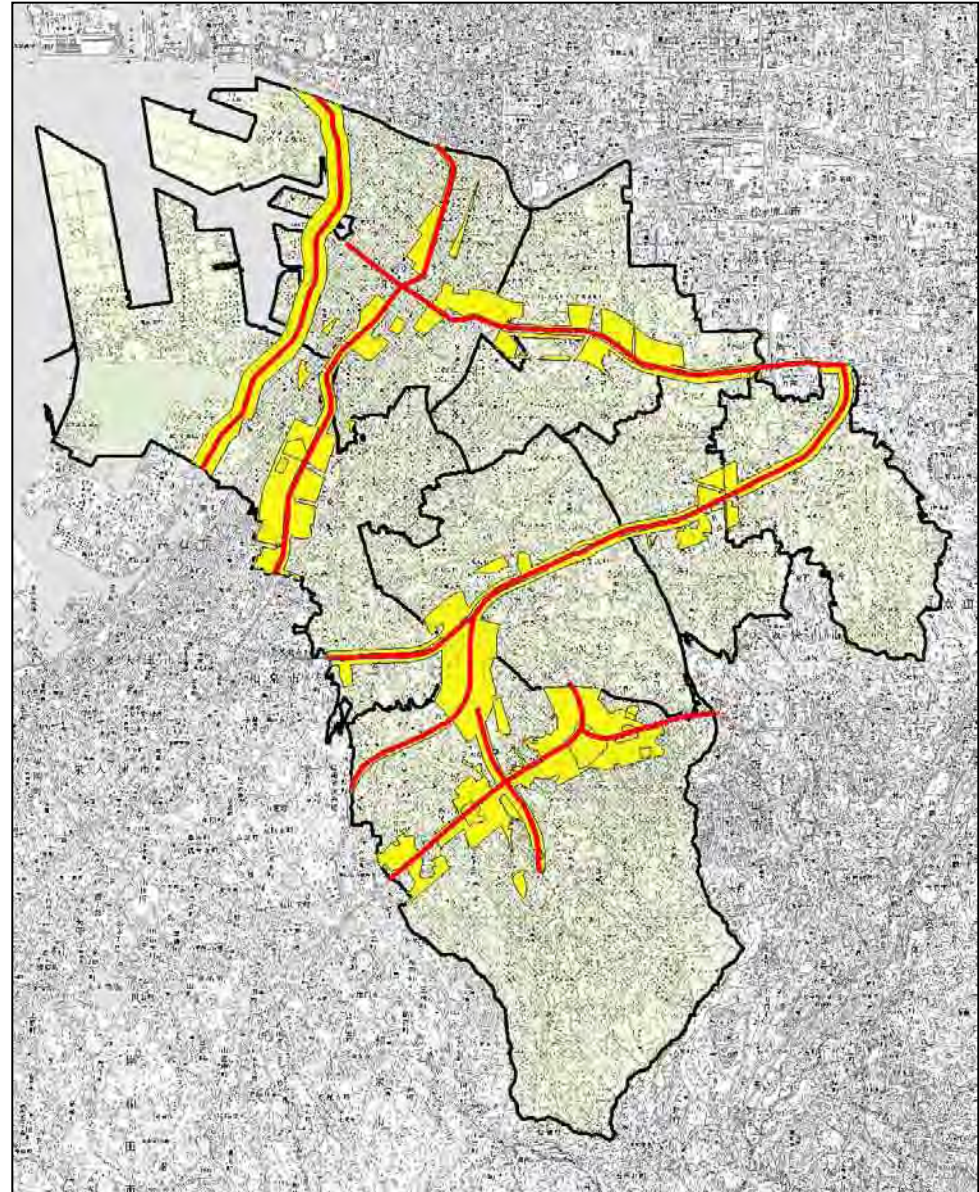
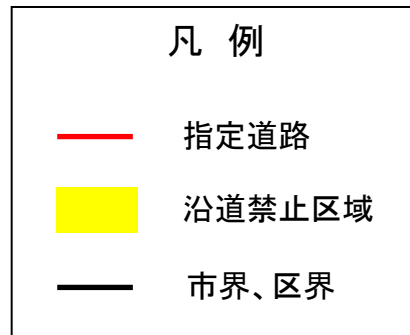


2-2.堺市における屋外広告物の現状

■沿道禁止区域

(指定道路に接続する禁止区域)



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(大阪西南部、大阪東南部、岸和田、五條)を使用したものである。

2-2.堺市における屋外広告物の現状

■沿道禁止区域の範囲

(1) 府道高速湾岸線(阪神高速道路)



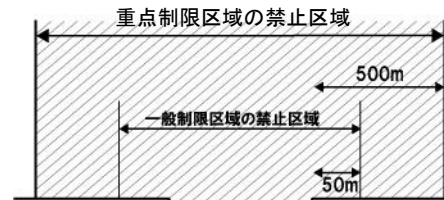
※禁止区域が除外される区域はない

(2) 府道高速湾岸線以外の指定道路

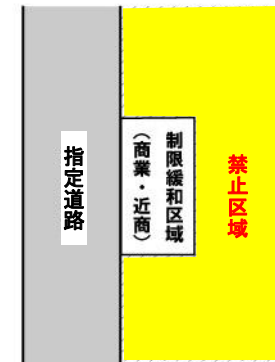
① 府道高速大阪堺線(阪神高速道路)



② 高速自動車国道近畿自動車道松原すさみ線(阪和自動車道)



③ その他指定道路6路線



※商業・近隣商業地域(制限緩和区域)について、禁止区域の制限が緩和される

2-2.堺市における屋外広告物の現状

⑤屋外広告物の許可基準

沿道禁止区域の許可基準(建物の屋上及び壁面に表示する屋外広告物の許可基準の例
※府道高速湾岸線を除く)

区分	許可基準		
	屋上に表示するもの	壁面に表示するもの	備考
一般 制限 区域	縦 建造物の高さの3分の2以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	面積 取付け壁面の3分の1以内 縦 壁面の高さの範囲内 横 壁面の幅の範囲内の長さ 構造 開口部はふさがないこと	自家用可
重点 制限 区域	縦 建造物の高さの3分の1以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	面積 取付け壁面の3分の1以内 縦 壁面の高さの2分の1以内の長さ 横 壁面の幅の範囲内の長さ 構造 開口部はふさがないこと	
制限 緩和 区域	縦 建造物の高さの3分の2以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	面積 取付け壁面の3分の1以内 縦 壁面の高さの範囲内 横 壁面の幅の範囲内の長さ 構造 開口部はふさがないこと	自家用可 非自家用可

※ その他別途基準あり